

## 「エコみらいとくしま」会議室等貸出及び使用要領

### 1 目的

「エコみらいとくしま」会議室等の貸出及び使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 登録関係申請書類等の提出部数

原本1部

### 3 登録関係申請書類等の受付期間

エコみらいとくしまの開館日における午前9時30分から午後6時15分までの間に行うものとする。

### 4 登録申請書の審査及び決定

サステナブル社会推進課において書類審査を経た上で、使用することが適当である団体に

対して「エコみらいとくしま」登録証を交付する。

なお、必要に応じて聞き取りを行うことがある。

### 5 登録関係申請書類等の提出方法

持参又は郵送。

また、提出いただいた書類については返却しない。

### 6 会議室として貸出する施設

(1) 名称 エコみらいとくしま

(2) 住所 徳島市西新浜町2丁目3-102

(3) 床面積 100m<sup>2</sup> (1階)

床面積 109m<sup>2</sup> (2階)

(4) 使用可能人数

1階会議室 80名程度

2階会議室 60名程度

(5) 設備 プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、スピーカー、スタンドマイク  
レーザーpointer、舞台、大型モニター (1階のみ)

### 7 使用できる日・時間等

(1) 使用できる日

火曜日から日曜日まで (月曜日は休館) とする。

ただし、月曜日が祝日の場合は、当該月曜日を使用できる日とし、その翌日を休館とする。

また、12月29日から1月3日まで休館とする。

## (2) 使用できる時間

火曜日から金曜日まで（祝日を除く）は、午前10時から午後9時までとする。

土曜日、日曜日及び祝日は、午前10時から午後5時までとする。

## (3) 使用の時間帯及び制限

午前10時から午後9時までを次のとおり5分割して5コマとし、登録証の交付を受けた団体・徳島環境サステナブルネットワークの会員及び前条第1号に規定する特定非営利活動法人は、原則として1ヶ月あたり6コマまで使用することができるものとする。

ただし、大規模災害発生時の避難所として使用する場合等、諸般の事情により使用を制限することがある。

- ① 10：00から12：00まで
- ② 13：00から15：00まで
- ③ 15：00から17：00まで
- ④ 17：00から19：00まで
- ⑤ 19：00から21：00まで

## 8 使用の予約について

(1) 使用を希望する者は、原則として使用希望日の前日までに「会議室使用申込書」を提出することとし、電話で仮予約した場合も、速やかに申込書を持参、郵送、FAX、メール等の方法で提出することとする。

なお、予約受付は、エコみらいとくしまの開館日における午前9時30分から午後6時15分までの間に行うものとする。

(2) 予約は、使用希望日の3ヶ月前の同日からできるものとする。

## 9 使用料

設備及び会議室使用料は無料とする。

## 10 提出・予約先（問い合わせ先）

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課（分室）

「エコみらいとくしま」

〒770-8008 徳島市西新浜町2丁目3-102

電話 088-663-5371 FAX 088-663-5380

## 附 則

この要領は、平成29年4月22日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年1月1日から施行する。